

外商投資法実施条例が施行

2020年1月1日から施行される外商投資法の具体的な事柄を定めた実施条例が公布されました。「総則」「投資促進」「投資保護」「投資管理」「法律責任」「附則」の四十九条で構成されています。

POINT

- ・中国国籍の自然人が合弁会社の出資者になれることが明確になった。
- ・外商投資企業と内資企業の待遇について各方面で法に基づき平等に扱うことを明記した。
- ・投資促進として特殊経済区域を設け対外開放を促進し順次全国に拡大させる。
- ・外国投資者に対する優遇政策を設ける可能性を定めている。
- ・行政機関や関連部門、政府調達のパイロット企業に対する法律責任が記載された。
- ・現有外商投資企業の組織変更について5年間の猶予が設けられ、具体的な手続きについては行政部門から公布される。
- ・現在の合弁契約、合作契約のうち、継続して有効とできる項目がある。

外商投資法実施条例一部

第三条

外商投資法第二条第二款第一項、第三項のその他投資者には、中国の自然人が含まれる。

第十条

外商投資法第十三条の特殊経済区域は、国家が設立を批准し、対外開放政策を更に実行する特定区域をいう。

国家は、一部地区において外商投資試験性政策の措置を実行し、実践を経て実行可能が証明できたときは、実際の状況に基づきその他の区域或いは全国に拡大し推進する。

第十一条

国家は、国民経済と社会発展の需要に基づき、奨励外商投資産業目録を制定し、奨励及び誘導する外国投資者の投資の特定業種、分野、地区を明記する。

第十二条

外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規或いは国務院の規定に基づき、財政、税収、金融、用地等の優遇待遇を享受できる。

外国投資者は、中国国内の投資収益を用いた中国国内での拡大投資は、法に基づき相応の優遇待遇を享受する。

第二十二條

外国投資者は、中国国内の出資、利潤、資本収益、資産処分所得、取得した知的財産権使用料、法により取得した補償或いは賠償、清算所得等は、法に基づき人民元或いは外貨で自由に入金、送金でき、いかなる単位と個人も違法に貨幣の種類、金額及び入金、出金の頻度について制限できない。

外商投資企業の外国籍の従業員と香港、マカオ、台湾の従業員の給与収入とその他の合法的な収入は、法に基づき自由に送金できる。

第三十七條

外商投資企業の登録登記は、国務院市場監督管理部門或いは、授権された地方人民政府市場監督管理部門が法に基づき処理する。

外商投資企業の登録資本金は人民元で表示でき、自由に両替できる通貨で表示することもできる。

第四十一條

政府と関連部門及びその業務人員に以下のいずれかの状況があるときは、法律により責任を追及する。

(省略)

第四十二條

政府調達で購入人、購買代理機構は、不合理な条件により外商投資企業に対して異なる待遇或いは差別待遇をしたときは、政府調達法及びその实施条例の規定によりその法律責任を追及する。

第四十三條

行政機関及びその業務人員が行政手段を利用して強制又は形を変えた強制により外国投資者、外商投資企業が技術譲渡をしたときは、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対し法により処分をする。

第四十四条

外商投資法施行前、「中華人民共和国中外合資經營企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作企業法」に基づき設立された外商投資企業（以下、現有外商投資企業という）は外商投資法施行後5年間、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国パートナー企業法」等の法律の規定に基づくその他の組織形式、組織機構等に調整し、かつ変更登記ができ、現在の企業組織形式、組織機構等も継続、保留することもできる。

2025年1月1日から法に基づき組織形式、組織機構等の調整をしていないかつ変更登記をしていない現有外商投資企業について市場監督管理部門は、その他の登記申請を処理せず、かつ関連する状況を公示する。

第四十五条

現有外商投資企業が組織変更、組織機構等の変更登記の手続きの具体的な事柄は、国務院市場監督管理部門が規定し公布する。

第四十六条

現有外商投資企業の組織形式、組織機構等を法律による調整後、元合弁経営、合作経営の各契約の中で約定した株権或いは権益の譲渡方法、収益分配方法、残余財産の分配方法等は、継続して約定方法を適用することができる。

第四十七条

外商投資企業が中国国内投資をするときは、外商投資法及び本条例関連規定を適用する。

第四十九条

本条例は2020年1月1日から施行する。「中華人民共和国中外合資經營企業法实施条例」、「中外合資經營企業合營期限暫定規定」、「中華人民共和国外資企業法実施細則」、「中華人民共和国中外合作經營企業法実施細則」は同時に廃止する。